

令和元年

衣浦衛生組合第4回定例会会議録

令和元年10月4日

令和元年第4回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和元年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、令和元年10月4日（金）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

管理者の招集あいさつ

- | | |
|----|------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 一般質問 |
| 第4 | 議案第4号 衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例 |
| 第5 | 議案第5号 衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 第6 | 認定第1号 平成30年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算 |

2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第6

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	小林 晃三君	2番	山口 春美君
3番	神谷 悟君	4番	新美 交陽君
5番	杓名 宏君	6番	神谷 直子君
7番	岡田 公作君	8番	鈴木 勝彦君
9番	今原ゆかり君	10番	内藤とし子君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	禰亘田政信君	副管理者	神谷 坂敏君
副管理者	松井 高善君	参 与	吉岡 初浩君
監査委員	伴野 義雄君	会計管理者	杉本 広則君
事務局長	岡崎 康浩君	庶務課長	朝岡 得二君
施設課長	村田実千男君	業務課長	杉浦 嘉彦君

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	永坂 智徳君
碧南市環境課長	金原 厚夫君
高浜市市民部長	中村 孝徳君
高浜市経済環境	

グループリーダー 板倉 宏幸君

高浜市経済環境
グループ主幹 都筑 達明君

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐 高橋 文彦君

施設課課長補佐 三矢 成由君

施設課第1係長 磯貝 光好君

施設課第2係長 鈴木 勲君

業務課課長補佐 杉浦 勲君

業務課管理係長 安藤 理純君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（鈴木勝彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、御多忙のところ出席をいただきましてありがとうございます。ただいまの出席議員は10名であります。よって、令和元年第4回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって、会議を開会します。

これより、会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

これより、管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（鈴木勝彦君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） みなさん、おはようございます。

本日は、大変ご多用の中、令和元年第4回衣浦衛生組合議会定例会に御参加いただきまして、大変ありがとうございます。

朝夕はしのぎやすい気候となってまいりましたけれども、日中はまだまだ暑い日もありますので、議員各位におかれましてはくれぐれも御自愛いただきますようお願いいたします。

御好評いただいております、サン・ビレッジ衣浦の秋祭りですが、ことしも先日9月7日の土曜日に開催させていただきました。お子様やお孫さん連れの家族で大いに盛り上がりまして、今後も幅広い世代に愛される施設としてまいりますので、よろしくお祈りいたします。

さて、本日は私どもから条例2議案、決算認定1件を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重御審議の上、原案どおりにご可決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

○議長（鈴木勝彦君） ただいま、招集挨拶が終わりました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第36条の規定により、議長において、3番 神谷 悟議員及び9番 今原ゆかり議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いします。

また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので、厳守願います。

なお、質問、答弁ともに簡明に簡潔にいただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。10番 内藤とし子議員の一般質問を許可いたします。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） では、一般質問を行わせていただきます。共産党の内藤とし子です。

私たちの高浜市とお隣の碧南市の2市が一緒になって、この碧南、高浜の衛生組合を運営しているわけですが、私たちの高浜市はごみの排出量が予定どおり減らないということで、この7月から可燃ごみの袋を、1件当たり、これまで決まっていた人数に応じて配布していたのをやめて、全袋を買ってもらう方式に切りかえました。ごみをどうすれば減量できるのか、可燃ごみの袋を全部買っていただくと、そんな方式だけではごみは減量できるものではないと私どもは考えていかなければいけない問題だと考えます。

そこで、資源ごみについて質問させていただきます。

まず第一に、どのような分別をされているのかお答えください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） どのような分別をしているかということでございますが、衣浦衛生組合に持ち込まれる資源ごみの分別方法でございますが、まず分類で申し上げますと、缶類、びん類、紙類、布類、プラスチック類、金属類とその他、不燃ごみ、特別ごみの八つに分類をされております。

分別種類で申し上げますと、缶類はアルミ缶とスチール缶などその他の缶の2種類。

びん類は、一升瓶、ビール瓶、無色瓶、茶色瓶、青と緑と黒色瓶の5種類。

紙類は、新聞紙とチラシ、雑誌、段ボールと厚紙、そして紙パックの4種類となっております。

布類は、衣類のみ1種類となっております。

プラスチック類は、発泡トレイ、発泡スチロール、硬質プラスチック、ペットボトルの4種類。

金属類その他は、金属類、その他分別できないもの、プリンタのインク、ビデオテープ、ライター、電子たばこの5種類。

不燃ごみは、ガラス、化粧品瓶、陶磁器、がれきの4種類。

特別ごみは、蛍光灯、乾電池の2種類。合計、8分類27種類に分別をしております。

以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 今、27種類8分類というお話でしたが、以前、もっと30幾つかの、碧南のほうが多いんですけどか、30幾つか分別していたというふうに感じているんですが、27種類になったのはいつごろで、なぜなのかということをお聞きします。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 衣浦衛生組合では、平成10年2月より資源ごみの分別を開始いたしました。当初は8分類17品目で開始しまして、平成12年には8分類32品目までふえておりますが、その後の搬入実績ですとか、あとは組合市の種目の変更なども考慮しながら、現在、本年度より8分類27種類に至っているという状況でございます。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 構成市の都合もあって分類が変わってきたということはわかりましたが、その資源ごみの搬入の数量についてはどのようになっているのかお示してください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 資源ごみの搬入数量ということでございますけれども、計量時には、実は他のごみと混ざって入ってくることから、分類ごとに数量を計測する、把握するということできません。ということで、過去3年間の売却処分数量の実績でもってお答えさせていただきたいと思います。

平成28年度は、缶類は4万1,555キログラム、瓶類は11万7,087.5キログラム、紙類は41万6,420キログラム、布類は7万4,740キログラム、プラスチック類は11万4,435キログラム、不燃ごみのガラス、陶磁器は8万6,730キログラム、特別ごみは7,250キログラムとなっております。

平成29年度は、缶類は4万2,375キログラム、瓶類は12万371.6キログラム、紙類は39万1,370キログラム、布類は7万5,160キログラム、プラスチック類は11万6,405キログラム、不燃ごみのガラス、陶磁器は8万6,560キログラム、特別ごみは8,330キログラムとなっております。

平成30年度は、缶類は4万3,505キログラム、瓶類は12万564.2キログラム、紙類は38万7,880キログラム、布類は8万6,490キログラム、プラスチック類は12万6,850キログラム、不燃ごみのガラス、陶磁器は11万990キログラム、特別ごみは9,400キログラムとなっております。

以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） いろいろにこうやって分かれて、3年間このように分けて入ってきたというのがわかるのですが、その中でも、非常に今、世間的に問題になっていきますプラスチック

クだとかペットボトルについてはどのような資源化をされているのか、お示してください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） まず、プラスチック類につきましては、焼却炉の補助燃料として利用されます。いわゆるサーマルリサイクルということでリサイクルをしております。

ペットボトルにつきましては、服やハンガーなどの原材料にリサイクルされている状況です。
以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） このサーマルリサイクル、補助燃料として使われているということなんですが、どれぐらいが使われているのかわかりましたらということと、ペットボトルについては、服やハンガーなどの原料にリサイクルされているだけではないと思うのですが、ほかについては、もしわかっていたらお示してください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ペットボトルの、先ほど言いました原材料にということで、あくまでもこちらのほうとしましては原材料となるものということで搬出をしておりますので、その先の、どのような形に変わってくるかというところまでは把握はしておりません。

それから、プラスチック類の処理量でございますが、トレイにつきましては6,250キログラム、それから、ペットボトルについては2万5,320キログラムが、これは平成30年度の実績でございますが、そのような数字となっております。

以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） わかりました。ペットボトルについては、やはり、何と言いますか、ペットボトルの行き先も問題なのですが、量ですね、今はどんどんふえているかと思うのですが、こういうのがどんどんふえているということも問題ではないかなという気がいたしております。これもまた今後考えていかななくてはならない問題だと思っています。

2番目の質問の、温暖化について質問いたします。

今、世界的にもこの温暖化の問題が大変大きな問題になっていまして、ニューヨークの国連本部で23日に開催された気候行動サミットで、若者とグテーレス国連事務総長の対談で始まったのですが、ここで16歳の環境活動家、スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんという方が、声を震わせながら集まった首脳らを厳しい言葉で追及いたしました。私はここにいるべきではない、海の向こうの学校にいるべきだ、皆さんは私の夢も私が子供として過ごすことも中身の無い

言葉で奪ってしまった。それでも私は運のいいほうだ。被害を受けている人たちがいる、死につ
つある人たちがいる。生態系全体が崩壊しつつある。私たちは大量絶滅のとば口にある。でも、
皆さんが口にできることといえば、お金のことと、経済成長は永遠に続くというおとぎ話だと、
怒りを吐露されました。未来の世代の目は、皆さんに注がれている。もし私たちが裏切ることを
選ぶなら、私は言おう。私たちは皆さんがこの問題から逃げることを許さない、と、温暖化に対
する取り組みの加速を求めました。国連事務総長のグテーレス氏によると、今回のサミットでパ
リ協定の履行が始まる2020年までに、それぞれの国が定める二酸化炭素排出量の削減目標を上
乗せすると発表したのは70カ国に上りました。

私たちはこれからも皆さんを見張り続けると話すグretaさんは、昨年夏、地球温暖化対策が不
十分だとして授業をボイコットして、1人でスウェーデン議会前で座り込みを開始、世界各地の
高校生や大学生の共感を呼び、毎週金曜日に地球温暖化対策を訴える抗議活動、未来のための金
曜日が各国に拡大されました。

この気候行動サミット前後、132カ国、4,000を超えるところで行動が起こされました。ただ、
排出国の上位を占める中国は新たな目標を出すには至らず、米国は温暖化そのものを否定し、パ
リ協定からの離脱を表明しています。トランプ大統領は、サミットにわずか10分程度出席、発
言もしないまま退席されました。日本の安倍首相は、出席もしませんでした。

地球温暖化を1.5度未満に抑えるというパリ協定の目標達成が困難視される中、世界の市民は
これに逆行する日米両政府を初め各国の政策に怒りと批判を向け始めています。20日からの1
週間、ベルリン、パリ、ロンドンを初め、欧州各地でも若者を中心とした市民が化石燃料産業へ
の補助金の廃止、自然エネルギーの活用・拡大などを訴えています。ドイツ、フランス、イギリ
スなどの労働組合が若者のストへ支持を表明しているほか、ミュージシャンや芸術家の間にも支
持が広がっています。この若者、高校生の発言を全世界の人々がしっかり受けとめる必要があり
ます。

そこで、衣浦衛生組合として、どのような取り組みをしておられるのか伺います。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） まず、組合市であります碧南市におきましては、平成29年3月に
策定されました碧南市地球温暖化対策実施計画のごみ減量の推進で、ごみを排出する際には分別
を徹底し、可能な限りの資源化を行うことで資源を大切に使用するとともに、焼却処理量を削減
し、温室効果ガス排出量の低減を図りますと規定し、温暖化対策に取り組んでいるところでござ
います。

クリーンセンター衣浦におきましては、国からの交付金を活用し、延命化工事を平成26年度
から平成28年度の3カ年で行ってまいりましたが、交付金要領では温室効果ガスのCO₂の排出
量につきまして3%以上の削減効果が必要となることから、延命化工事では、削減効果のある機

器の選定を行いまして工事を実施したところでございます。

機器の更新により、電気、灯油の使用量が削減され、その結果温室効果ガスのCO₂の排出量が削減されております。

以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） そうであるならば、電気や灯油などの使用実績はどのように変わってきたのか、お示してください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） まず、電気の使用量でございますが、延命化工事の施工前である平成25年度は695万2,852キロワットアワーでありましたが、平成30年度は442万4,432キロワットアワーで、比較しますとマイナス252万8,420キロワットアワーとなりまして、削減率は36.4%となっております。

灯油につきましては、平成25年度は34万リットルでありましたが、平成30年度は19万2,000リットルでございまして、比較しますとマイナス14万8,000リットルとなりまして、削減率は43.5%となっております。

以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 要するに、約半分近くまでと。それから、電気については3分の1ぐらいが削減されたということがわかりました。

また、そうであるなら、今後の新たな施策といたしますか、今後はどのような取り組みをされる予定か、お示してください。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） 今後も、機器の性能を維持し、長期に安定した継続運転のため、プラント機器の更新工事を行う必要があります。そういった中で、機器の選定におきましては、温室効果ガスCO₂の削減効率が高い機器を選定するように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） CO₂を減らす取り組みということでは、頑張っておられることはよ

くわかりました。今後も、CO₂だけではなく、温暖化の原因になることに対しては機敏に取り組んでいかれますようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦君） 以上で、10番 内藤とし子議員の一般質問を終わります。これで、通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第4 議案第4号 衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ただいま議題となりました、議案第4号 衣浦衛生組合会計年度任用職員の給与等に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第4号は、新規条例ではございますが、慣例により条例文の朗読を省略させていただき、参考資料に基づきご説明をさせていただきます。

それでは、参考資料1をごらんください。

まず、1の制定の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するというものでございます。

次に、2の制定の概要でございますが、（1）でフルタイム会計年度任用職員、（2）でパートタイム会計年度任用職員、（3）で両任用職員に係るものを規定しております。

まず、（1）フルタイム会計年度任用職員に係る規定でございますが、ア、給与の種類（第3条関係）につきましては、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当とするものであります。

イ、給与からの控除（第4条関係）につきましては、以下の通り規定をしております。

ウ給料表（第5条関係）につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料表を別表第1で規定しております。

エ、職務の級（第6条関係）につきましては、等級別基準職務表によるもので、別表第2で規定をしております。

オ、職員の号給（第7条関係）につきましては、管理者が規則で定める基準に従い、任命権者

が決定するというものであります。

カ、期末手当以外の手当(第8条から第13条及び第17条関係)につきましては、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び退職手当は、衣浦衛生組合職員の給与に関する条例(平成5年衣浦衛生組合条例第2号。以下「給与条例」という。)の規定の例によるというものであります。

キ、期末手当(第14条から第16条関係)につきましては、(ア)で基準日、(イ)で支給、不支給及び一時差しとめの規定をしております。

ク、勤務1時間当たりの給与額の算出(第18条関係)につきましては、給与条例の規定の例によるというものであります。

ケ、給与の減額(第19条関係)につきましても、同じく給与条例の規定の例によるというものであります。

コ、休職者の給与(第20条関係)につきましては、心身の故障のため長期の休養を要する場合または刑事事件について起訴された場合に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給与(期末手当を除く。)は支給しないというものであります。

次に、(2)パートタイム会計年度任用職員に係る規定でございますが、ア、報酬の種類(第21条関係)につきましては、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の報酬の種類は、基本報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び宿日直報酬とするというものであります。

イ、報酬からの控除(第22条関係)につきましては、申し出があったときは、管理者が適当と認めたものを報酬から控除することができるとするものであります。

ウ、報酬の基準となる額(第23条関係)につきましては、その職務の内容及び責任等に照らして同程度のフルタイム会計年度任用職員の給料月額に地域手当の額を加算した額とするものであります。

エ、基本報酬(第24条関係)につきましては、時間で定めるものとし、1時間当たりの基本報酬は報酬の基準となる額を162.75で除して得た額とするものであります。

オ、特殊勤務報酬(第25条関係)につきましては、衣浦衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和41年衣浦衛生組合条例第2号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第2条各号に掲げる手当に係る勤務に従事したときは、特殊勤務手当条例の例により報酬を支給するというものであります。

カ、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び宿日直報酬(第26条から第29条関係)につきましては、給与条例の例によるものであります。

キの期末手当(第30条関係)につきましては、フルタイム会計年度任用職員の規定の例による。この場合において、期末手当基礎額は、管理者が規則で定めるというものであります。

ク、通勤に係る費用(第31条関係)につきましては、給与条例に定める通勤手当の支給要件に

該当するときは、通勤に係る費用を弁償するというものであります。

ケ、公務のための旅行費用の弁償(第32条関係)につきましては、公務のため旅行したときは、衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例(平成2年衣浦衛生組合条例第5号)に規定する一般職員の旅費の例により、旅行に係る費用を弁償するというものであります。

次に、(3)フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に関する規定でございますが、アとして、給与等の支給(第33条関係)につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の報酬は、管理者が規則で定める日に支給するというものであります。

イ、管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与等(第34条関係)につきましては、職務の特殊性等を考慮し、管理者が特に必要と認める法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給料及び基本報酬については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、管理者が規則で定めるというものであります。

3の試行年月日につきましては、令和2年4月1日から施行するというものであります。

4の条例改正による影響額でございますが、現時点で会計年度任用職員として採用する者が確定していないため、算出はできておりません。しかしながら、平成30年度一般会計におけます賃金の決算額は850万円余であることから、単純に決算額から期末手当であります2.6月を支給すると仮定をいたしますと、185万円余、率にして21.8%程度の増となります。

ただし、実際には経験年数によって現状の賃金単価より増減されるとともに、任用期間によっては期末手当の支給対象とならない場合もございます。

以上で、議案第4号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(鈴木勝彦君) これより質疑に入ります。

○2番(山口春美君) 議長、2番。

○議長(鈴木勝彦君) 2番 山口春美議員。

○2番(山口春美君) 大変ボリュームのある条例と、それから説明内容なんですけれども、最後におっしゃられたとおりに、実際に該当する人がほとんどいないということになっています。

率直に、今、主にフルタイム、パートタイムの方も見えないというふうに思いますので、実際の衣浦衛生組合全体の中で、このパートタイムの方が何人見えて、そのうちフルタイムの方、あるいは短時間の方が何人見えて、それから、幾つも幾つも手当を出しますよと言われたのだけでも、実際にこの方たちの各個人のつくものをいろいろつけられたけれども、つく人、つかない人、現実これで見えるわけですから教えていただきたいのと、それぞれの経験年数を教えていただきたいです。

それで、そういう短時間の方も含めて、今年度中に、あなたにはこういう手当が今後つきまよという契約の更新も含めてやられるわけで、どんな具体的な方法で継続のための措置をとっていかれるのかということも大変気がかりなところで、なるべく長く、せっかく働いていただい

るので継続していただきたいなというふうに思いますし、もしこれを契機に本人がもう少し時間を長くなどといったりした場合にはそれを受け入れる余地を持っていただきたいというふうに思うのですが、その点をお答えください。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず、現在の臨時職員の在職でございますが、リサイクルプラザに8名、それから衣浦斎園に1名でございます。全てパートタイムの職員となります。

それから、手当につきましては、今予定しているものにつきましては通勤手当、それから、パートタイムですので時間で報酬を決めていくのですが、その中には地域手当を含んだ単価としてまいる予定でございます。

それから、臨時職員の年数でございますが、30年4月1日現在で申しますと、12年の者が1名、それから11年と7月の者が1名、それから9年の者が2名、それから7年の者が1名、5年が1名、3年が1名、2年が1名、それから1年が1名となっております。

それから、まず、今年度これで条例が決まりますと、新しく募集をしてみたいです。その募集した年数から4回まで継続ができるということで、トータル5年は今回の募集で勤めることができますが、また5年を過ぎますと新たに再募集をするということで、そこにまた申し込んでいただくということになります。

それから、なるべく本人の意向で長くということの希望があった場合どうするかということですが、これは本人が選べるものではなくて、こちらの組合のほうがこれだけの時間で務めてくれということを指定するものでございますので、本人がフルタイム、それからパートタイムを選べるものではございませんので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美君議員。

○2番（山口春美君） 碧南市のほうは職員組合がありまして、何度も何度も学習会を開いたり市と交渉をしているところです。この場合は組合もないので、本当に弱い立場の人たちで、最高の方が12年も働いてみえるということで、せっかく得た経験を生かしていただきたいので、最長4回までやるにしても、5年後にはみんないなくなってしまうということになってはいけないので、またそれをいったん白紙にして再度応募すれば、形式的に、問題なければ引き続きやれるということになっていくのですかね。

それから、斎園のほうの1人は再任用の方だと伺ったのですが、その方は、この一番下の1年とかになるのですか。斎園の方がどれだけになっていくのかも含めて、そうなりますと、なかなかこの制度そのものは厳しいなというふうに、一時金もつかないわけですよ。時間給はさっき割り戻すということで、162.75ということをおっしゃられたのですが、現行の時間給を、結局割り戻

してほぼ同水準になるようにしているだけの話ではないのですかね。幾ら給料を払ってみえるのか、時間給も教えていただいて、これは昇給等は、通勤手当が大体1人どのぐらいなのか、地域手当が1人どのぐらいなのか、来年の4月以降と今と上がっていくのか、ほぼ出したり引いたりして同水準になってしまうのかもお答えください。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 再度の任用でございますが、これは国のほうから言われております、先ほど説明いたしました再度の任用は4回までということになっておりますので、ですが、募集をかけてまいりますので、それでもう一度応募をしていただき、今のところ考えているのは面接程度で考えておりますので、その中で決定をしていくということになります。

それから、衣浦斎園のほうの臨時職でございますが、来年度、一応新たに再任用職員ができる予定でおりますので、その者にかえていくということで、本人にはその辺はご了承をしております。

それから、時間給でございますが、新しくパートタイムで採用した場合の1年目で956円、2年目が971円、3年目が986円となります。現在の臨時職の単価が、1年目が950円、2年目が990円、3年目が990円となっております。一時的には単価的に落ちる方も見えますが、そちらにつきましては期末手当の2.6月分がございますので、トータル的には金額としては差があることはないというふうに考えております。

それから、今後ずっと上がるのかということでございますが、こちらの条例のほうにつけてございますフルタイムの給料表を見ていただきますと、ずっと上がっていくようになっています。そちらにつきましては、まだこれから規則のほうで決めてまいりますので、詳しいことはまだ言えませんが、上がっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美君議員。

○2番（山口春美君） 基本的には、今現在はフルタイムの方が見えないので、もう1回勤務時間も含めてそれぞれ教えていただきたいんですが、4時間以内とかいう方にも一時金、期末手当が出るのか出ないのかというふうに思うんです。

私が、さっきの地球的な規模で今求められていること、日本の国に強く求められているのは、究極にごみゼロになっていく方向だと思うんです。みんなリサイクルにして、分別して再利用して、なるべく使い捨てにしないという方向で、この組合の、ゴミを燃やしたりという仕事は果てしなくゼロになっていく近未来をつくっていかなければ、地球の温暖化防止はできないというふうに思います。

その一方で、やはり再利用や、こういう、お互いに不用になったものを交換したり、リサイク

ルに回したりする、これは将来に向けた本命の仕事で、今は残念ながら片隅に追いやられているところもあるのですが、これを精一杯広げていくということが、近い将来のこういう私たちの資源のあり方だというふうに思っているのも、ぜひ、この拡充も含めて、この処遇を引き上げていただきたいというふうに思いますので、明確に、何か夢をぶら下げて、あたかも出すようなこと言われたけど、フルタイムの方は見えないのでしょうか、この中には。再任用の方がお一人7時間半、残った側が見えて、7時間半以下でもともと臨時職員というのは雇用しているので、フルタイム勤務ということでは想定されていないのではないですか。もう1回確認します。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） そのとおりで、パートタイムで予定をしております。

リサイクルプラザの職員の現在の勤務が、3パターンございます。まず、9時半から16時30分の6時間の者、それから9時半から14時までの4時間の者、9時半から12時半までの3時間の者のパターンがございまして、1日当たり4人勤務で勤務表を組んで出勤をしております。

平成30年度の実績で申しますと、ボーナスが出る要件、1週間当たりの出勤時間15.5時間以上ということで、それ以上は勤務していただく予定でありますので、一応ボーナスは出るという予定ではあります。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 今のボーナスの話ですが、事情があつて休職された場合に給与は支給しないとあるんですが、期末手当を除くというのが出ているんですが、この期末手当というのは、どれだけ休職されたときに関係してくるのか、その辺りがはっきりしてないものですから、お示しいただきたいと思います。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） どれだけ休職されたらボーナスの要件から外れるかということでございますが、規則につきましてはこれから詰めてまいりますので、申しわけありませんが、その辺はまだ決まっておきませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） 済みません、今ちょっと聞いておりましたら、パートタイムの方にボーナスが出るというふうに、今、言われたんですが、この21条関係の条文を読むと、期末報酬と

という言い方ですかね、ここには書いてないんですが、働いた方には期末報酬が出るというふうにあるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） そのとおりでございます。

先ほど言いました、要件で1週間当たりの出勤時間数が15.5時間以上の者につきましては、パートタイム職員におきましても期末手当が出るということで現在考えております。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） それでは、この21条にそれは載っていないのですが、本体には期末手当という言い方がしてあって、こちらにはそういうのが載っていないのですが、この中に含まれているんですかね。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 条例の30条を見ていただきたいと思います。

パートタイム会計年度任用職員の期末手当ということで、こちらで指定をしていることとなります。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） その下の、今の2ページの、（イ）のところの報酬からの控除というのがあって、これはパートの方から申し出があったときには管理者が適当と認めたものを報酬から控除することができるというのは、これはどういうケースが考えられるのでしょうか。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 私たちで言いますと、給料のときに天引きで引くものが、貯金ですとか、それから住宅貸付の返済ですとか、その辺のものにつきまして、本人のほうから申し出があれば引去りを行っていくということでございます。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

反対討論を求めます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美君議員。

○2番（山口春美君） 特に討論の原稿は用意していませんが、これはやはり臨時職というものを固定化させていくもので、若干の手当をつけるんですけれども、やはり正規で働くということが究極の理想だと思いますので、一層の、1年間の職の切りかえ時に一定の面接なんかも行いながら判断をしていくということも含めて、私ども日本共産党は反対です。お願いします。

○議長（鈴木勝彦君） 次に、賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木勝彦君） 挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第5 議案第5号 衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ただいま議題となりました議案第5号 衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1の改正の理由でございますが、次に掲げる理由により、条例の一部を改正するというものであります。

1つ目として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)が平成29年5月17日に交付され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が導入されるためであります。

2つ目として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正が同年12月14日から施行されることに伴い、成年被後見人または被保佐人に係る職員の欠格条項が削除されるためであります。

次に、2の改正の概要でございますが、改正の理由別にご説明をいたします。

1つ目として、会計年度任用職員制度の導入に伴う改正であります。ア、衣浦衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正(第1条関係)につきましては、パートタイム会計年度任用職員の除外(第2条関係)として、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタ

イム会計年度任用職員」という。)の公務のための旅行費用の弁償については、別に条例で定めるため、旅費の対象となる職員から除外するというものであります。

イ、衣浦衛生組合職員の分限に関する条例の一部改正(第2条関係)につきましては、休職の期間の規定(第3条関係)として、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下エ(イ)及びウ)、オ並びにカにおいて同じ。)が心身の故障のため長期の休養を要する場合における休職の期間は、任命権者が定める任期の範囲内とすることを規定するものであります。

ウ、衣浦衛生組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正(第3条関係)につきましては、減給の対象となる報酬の規定(第3条関係)として、パートタイム会計年度任用職員については、勤務1時間当たりの報酬額を減給の対象とすることを規定するものであります。

3、衣浦衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第4条関係)につきましては、(ア)非常勤職員に係る規定の追加(第2条、第2条の3、第2条の4、第3条、第21条から第23条関係)として、会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)において条例で定めることとされている事項等について、非常勤職員に係る規定を追加するものであります。なお、これにより、一定の条件を満たす会計年度任用職員については、育児休業及び部分休業の取得が可能となります。

(イ) 勤勉手当支給対象からの除外(第7条関係)として、会計年度任用職員には、そもそも勤勉手当は支給されませんが、育児休業中の職員の勤勉手当の支給については、衣浦衛生組合の育児休業等に関する条例中で規定されているため、改めて会計年度任用職員を除外することを規定するものであります。

(ウ) 育児休業後の号給調整からの除外(第8条関係)として、育児休業からの復職後の号給の調整について、会計年度任用職員を除外することを規定するものであります。

(エ) 引用条項の改正(第20条関係)として、非常勤職員の給与について、規定されている衣浦衛生組合職員の給与に関する条例(平成5年衣浦衛生組合条例第2号)第27条が全部改正されることに伴い、条例中の引用条項を削るものであります。

(オ) 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正(第5条関係)につきましては、会計年度任用職員の給与等の規定(第27条関係)として、会計年度任用職員の給与等は、別に条例で定めることを規定するものであります。

(カ) 衣浦衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第6条関係)につきましては、別に基準を定める職員の変更(第17条関係)として、職員の勤務時間、休暇等について、別に基準を定める職員を非常勤職員から会計年度任用職員に変更するものであります。

(キ) 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正(第7条関係)につきましては、(ア) 常時勤務する職員以外の退職手当の支給対象者の規定(第2条関係)として、常時勤務する職員以外で退職手当の支給対象となる者を、一定の条件に該当するフルタイム会計年度任用職員とすることを規定するものであります。

(イ) 適用除外の規定(第24条関係)として、職員以外の地方公務員等から引き続き職員となったときにおける在職期間の通算に係る規定について、フルタイム会計年度任用職員を除外することを規定するものであります。

(ク) 衣浦衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第8条関係)につきましては、任命権者の報告事項の対象の追加(第3条関係)として、人事行政の運営の状況について、任命権者が報告しなければならない事項の対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を追加するものであります。

次に、2つ目として、成年被後見人及び被保佐人に係る職員の欠格条項の削除に伴う改正であります。職員の欠格条項を定める地方公務員法第16条の規定から、成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、次に掲げるアからエの条例中の字句を適切な表現に改めるものであります。

3の施行年月日等につきましては、(1) 施行期日は、アの会計年度任用職員制度の導入に伴う改正につきましては、令和2年4月1日から、イの成年被後見人及び被保佐人に係る職員の欠格条項の削除に伴う改正につきましては、令和元年12月14日から、ウの衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例第9条の改正につきましては、公布の日から施行するというものであります。

次に、(2) 経過措置として、アの改正後の衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例によるものとし、イのフルタイム会計年度任用職員について、退職手当の支給対象となる一定の条件を満たす期間は、当分の間、12月を6月とするものです。

以上で、第5号の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(鈴木勝彦君) 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

これより質疑及び討論に入ります。

○2番(山口春美君) 議長、2番。

○議長(鈴木勝彦君) 2番 山口春美議員。

○2番(山口春美君) もう一度伺いますが、3時間勤務の人は、ローテーションもあるので1日4人しか働けないので、実際には何時間ぐらい働いているのかということで、最高でも6時間以内だと健康保険も厚生年金もない、それから有給休暇もないということですかね。旅費も実態はないのではないかと思うんだけど、育児休暇ももちろん。

今後、これはフルタイム以上の方に該当していくので、実際の今のままで若い方が入ってくれば別ですけども、今のままだったら、今決めようとしている旅費の改正は全く該当しないことばかりですか。そこをまず、今の基本的な健康保険、年金なんかはどうなっているのか、有給休暇はどうなっているのかということも含めて教えてください。該当しないでしょう、もともと。

○庶務課長(朝岡得二君) 議長、庶務課長。

○議長(鈴木勝彦君) 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 申しわけありません、先ほどの説明がわかりづらかったかもしれませんが、勤務の3パターンで、同じ時間をずっとやっていくわけではございません。この3パターンのローテーションでやってまいりますので、先ほど言いました期末手当の支給要件の週15.5時間以上は勤めていただくこととなりますので、おのずと旅費の費用弁償ですとか、現在、年金とかそういうものはやはり対象とはなっておりません。皆さん、旦那さんの扶養の中に入れてみえるということでございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 有給。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） それから、現在も有給が半年で2日、年4日という有給が付与されております。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） さっきの第4号といっしょで、第5号も関連になりますので、特に、対象は少ないし劣悪な短時間労働で扶養で働いてみえるということなので、実際に第5条の中身はほぼ反映しないのではないかというふうに思うのですが、ということで反対です。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木勝彦君） 挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦君） 日程第6 認定第1号 平成30年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決

算についてを議題といたします。

提案理由の説明の前に、議会選出監査委員の神谷議員、席の移動をお願いいたします。

〔神谷 悟議員席移動〕

○議長（鈴木勝彦君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ただいま議題となりました認定第1号、平成30年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別添監査委員の意見をつけて議会の認定に付するというものでございます。

まず、2ページから5ページにかけて、平成30年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算書を掲載しておりますのでごらんください。

まず、2ページから3ページで、歳入の収入済額は18億5,849万4,222円で、前年度対比6.5%の増であります。

次に、4から5ページで、歳出の支出済額は17億9,188万1,320円で、前年度対比4.5%の増、執行率は96.5%となっております。歳入歳出差引残額は6,661万2,902円につきましては、翌令和元年度への繰越金となります。

それでは各詳細につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、6ページ、7ページをお開きください。

歳入1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金の収入済額は14億870万4,000円で、歳入構成比は75.8%、前年度対比1億4,155万6,000円、率にして11.2%の増でありました。

恐れ入りますが、主要施策成果報告書の19ページをお開きください。

その内訳といたしまして、碧南市より8億4,278万3,000円、分担率は59.8268%、高浜市より5億6,592万1,000円、分担率は40.1732%となっております。

恐れ入りますが、事項別明細書の6ページから7ページにお戻りください。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料の収入済額は2億657万1,043円で、歳入構成比は11.1%、前年度対比85万2,383円、率にして0.4%の増でございます。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の収入済額は279万6,723円、歳入構成比0.2%、前年度対比50万7,600円、率にして15.4%の減でございます。これは、し尿処理施設を始め、5施設における自動販売機、太陽光発電及びマッサージ機設置貸付料で、自動販売機の平成30年4月からの再契約において減となったものでございます。

8から9ページをお開きください。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の収入済額は6,823万7,931円で、歳入構成比は3.7%で、前年度対比3,017万6,576円、率にして30.7%の減となっております。

次に、5款諸収入、2項雑入、1目雑入の収入済額は2,796万7,978円、歳入構成比は1.5%で、前年度対比235万3,441円、率にして9.2%の増となっております。これは、破砕鉄くず等の数量の増加及び売却単価の上昇によるものでございます。

次に、6款組合債、1項組合債、1目衛生債の収入済額は1億4,420万円、歳入構成比は7.8%で、前年度対比640万円、率にして4.2%の減となっております。

次に、歳出の説明に入ります。

主なものについてご説明をいたしますので、10から11ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の支出済額は48万6,902円で、歳出構成比は0.1%で、前年度と同額、執行率は99.6%でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の支出済額は5,255万9,246円で、歳出構成比は2.9%で、前年度対比204万3,489円、率にして4.0%の増、執行率は94.7%でございます。主なものは2節から4節までの一般職5人の人件費を支出したものでございます。

12、13ページをお開きください。

次に、13節委託料の支出済額は352万7,961円で、広見排水機場維持管理委託を始め、4件の業務を委託したものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費の支出済額は1億4,434万6,388円で、支出構成比は8.0%、前年度対比42万7,617円、率にして0.3%の増、執行率は98.6%でございます。この主なものは、2節から4節までの一般職15人の人件費でございます。

次に、7節賃金の支出済額は693万5,150円で、執行率は96.8%で、これはリサイクルプラザ事務の臨時職員8人の賃金でございます。

次に、2目し尿処理の支出済額は1億2,702万4,060円、歳出構成比は7.1%で、前年度対比141万955円、率にして1.1%の増、執行率は97.3%でございます。

14、15ページをお開きください。

次に、11節需用費の支出済額は4,164万5,244円、執行率は95.4%で、その主なものは、し尿処理に要する電気料を始めとした光熱水費の4,087万637円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は8,485万4,036円、執行率98.3%で、これは、し尿処理施設維持管理委託を始め6件の業務委託を実施したものであります。

次に、3目ごみ処理費の支出済額は10億9,968万8,517円、歳出構成比61.4%で、前年度対比4,425万2,890円、率にして4.2%の増、執行率は96.9%でございます。

次に、11節需用費の支出済額は3億9,485万8,202円で、執行率は95.5%で、この主なものはごみ処理に要する薬剤を始めとした消耗品費で4,565万4,135円、光熱水費は9,696万7,678円、修繕料はごみ焼却施設総合整備その2を始め、機器類の保守点検、整備、修繕36件で、2億3,410万3,680円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は4億4,820万8,164円、執行率96.4%で、ごみクレーン運転業

務委託を始め、41件の業務委託を実施したものでございます。

次に、15節工事請負費の支出済額は2億5,272万円で、執行率100%で、これはごみ焼却施設長寿命化計画に基づき、給じんホッパー等更新工事を施工したもので、給じんホッパー等を始め8項目の機器等の更新を行ったものでございます。

16、17ページをお開きください。

次に、4目リサイクルプラザ費の支出済額は623万2,307円、歳出構成比0.3%で、前年度対比62万4,415円、率にして11.1%の増、執行率は98.2%でございます。

次に、13節委託料の支出済額は313万6,893円、執行率98.0%で、不用物品再生等業務委託を始め、8件の業務委託を実施したものでございます。

次に、5目余熱利用施設費の支出済額は1億5,395万8,052円、歳出構成比は8.6%で、前年度対比2,872万1,934円、率にして22.9%の増、執行率は95.6%でございます。

続いて、18から19ページに移ります。

11節需用費の支出済額は8,886万3,594円、執行率は95.5%で、その主なものとしまして光熱水費は3,627万5,959円、修繕料は吸収式冷温水機等整備を始め、機器類の整備、修繕47件で4,178万925円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は4,667万2,362円、執行率は97.2%で、これは浴場関係設備機器保守点検業務委託を始め、12件の業務委託を実施したものでございます。

次に、15節工事請負費の支出済額は1,271万3,760円で、執行率は91.0%で、これはサン・ビレッジ衣浦の駐車場不足を解消するため駐車場増設工事を施工したものでございます。

2項環境衛生費、1目斎園費の支出済額は8,779万4,074円、歳出構成比4.9%で、前年度対比1,412万964円、率にして13.9%の減、執行率は96.9%でございます。

20から21ページをお開きください。

11節需用費の支出済額は3,592万3,110円、執行率96.9%でございます。その主なものとしまして、燃料費は1,046万3,085円、修繕料は火葬炉設備等整備を始め、16件で2,128万924円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は3,691万9,091円、執行率は97.4%で、火葬業務等委託を始め18件の業務委託を実施したものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費の支出額は1億1,979万1,774円、歳出構成比は6.7%で、前年度対比4,593万3,783円、率にして62.2%の増で、これはし尿等下水放流施設の建設及びクリーンセンター衣浦延命化工事に伴う償還金でございます。なお、平成30年度末現在の未償還残高は、28億90万5,182円となりました。詳細は、成果報告書の42ページに記載してございますので、そちらのほうをまたごらんください。

それでは、22、23ページをお開きください。

次に、5款予備費につきましては、未執行となっております。なお、24ページには実質収支

に関する調書、26ページから28ページには財産に関する調書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、認定第1号 平成30年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかに認定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦君）提案理由の説明が終わりました。

質疑及び討論に入る前に、本案件について、先に監査委員において審査され、その審査意見書を配布しております。

本日は、議長において監査委員の出席を求めていますので、この際、監査委員より決算審査に対する意見の開陳を求めます。

○代表監査委員（伴野義雄君）議長、監査委員。

○議長（鈴木勝彦君）代表監査委員。

○代表監査委員（伴野義雄君）代表監査委員の伴野義雄であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長から意見の開陳を求められましたので、監査委員を代表いたしまして、平成30年度衣浦衛生組合一般会計の決算審査の概要についてご報告申し上げます。

管理者より提出されました平成30年度衣浦衛生組合一般会計決算書につきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を実施いたしました。その結果に対する意見を申し上げます。

まず、審査の方法でございますが、審査は決算書及び決算附属書類が関係法令等に準拠して作成され、かつ予算の執行実績を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類等の照合を初め、計数の正否、妥当性について検討してまいりました。また、現金預金残高を関係金融機関提出の預金残高証明書により確認いたしました。

このほか、既に実施いたしました出納検査及び定期監査の状況をも参考として、所管ごとに関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

その審査の結果、審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係帳簿と符合して正確に処理されておりました。

決算の内容及び予算の執行についても良好であり、財政運営は適正なものであると認められました。また、公有財産の管理状況も適正に処理されていると認められ、それぞれ表示の計数も正確なものでおりました。

詳しい資料は、皆様方のお手元に平成30年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書をお届けしてございますので、計数等を比較、ご調査願いたいと思います。

大変簡単ではございますが、監査委員の監査報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦君）意見の開陳が終わりました。

これより、歳入について、質疑に入ります。

質疑の際は執行部に対してか、監査委員に対してか、答弁者をはっきりさせた上、資料名及びページ数を教えてください。

なお、申し合わせにより、質疑回数は歳入歳出それぞれ3回までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） まず、全体の歳入の全てにかかわるのですが、成果報告書の8ページのところに総ごみ搬入量ということでもとめてあります。それで、廃棄物処理及び清掃に関する法律の第6条第1項で、各自治体はそれぞれ一般廃棄物処理実施計画を定めて減量していくという方向性を明確に示して関係者に公布するということが義務づけられています。

それで、碧南市は、30年度で言いますと総排出量は2万4,988トンということで、30年度の実施計画の2万4,240トンよりは多くなっています。この実施計画そのものは現況をなぞるだけなのか、この削減目標になっているのか、これも明確にさせていただきたいのですが、衣浦衛生組合としては漫然とここに持ってくるごみをただただ処理するだけではなく、関係2市とも協働して三者ぐるみで減量の方向を出している計画もつくられてみえると思うので、ここに、8ページの表には1人当たりのごみ量は年間でまとめてキログラムになっています。343キログラムになっているし、人口も若干計画よりは実際には狂っているところですが、これが達成されたのかどうかもわからないので、例えば碧南市の432グラム/日の数字というのは、実際にはこの表の中でどういうふうになっていくのか、また、高浜市さんについては法的な義務となっているこの処理計画すら持ってみえませんか。有料化をされたということですが、減量を語るならばこの処理計画ぐらいは出してほしいのですが、これも検証することができません。1年間を団子にしてあるので。

もともと計画がないので、早急に高浜市はつくっていただいて、きちんと減量の方向に、同じように三者が前を向いて足並みをそろえていくことが必要だと思いますので、まずは実施計画のある数字と比べてどうなのか。

これは、きちんと市民に私たちは報告しなければいけないので、この年に絡めてあるやつ、これは日で割り出してあるやつ、これを数字比較はできませんので、明確にお答えいただきたいと思います。

それから、成果報告書の20ページのところで、毎回聞くのですが、余熱利用で碧南市は65歳以上に36枚の無料券を配っています。利用料そのものは6,207万弱ということなのですが、この無料券の部分は一体幾らになっているのでしょうか。

それから、今まで過去の議会の中で余熱利用施設の中で赤ちゃんの入浴を拒否していた、あるいは子供さんは大人1人について2人までということでもやられていたのですが、私、前回傍聴し

ていたときには体制を今つくっているということでは、もう改善されたのかどうかも含めて、利用料の中で、子供さんのお金ももらえるのに蹴ってしまったわけですから、教えていただきたいと思います。

それから、成果報告書の21ページですが、リサイクルの売却費で、約200万円弱ですが、あります。それで、乳母車だとか自転車だとか、なかなか、入札で価格を決めて買っていただくのですが、もしここに不具合があつて事故などが起こされたときには、当然責任が問われる事業だというふうに思います。安く買ったとはいえお金を出しているわけですから、こういった、いざという場合の団体責任保険なんかは一体どういうふうに入っているのか、いないのか、それも教えてください。

それから、フリーマーケットの開催料が3万1,000円ということで、各区画に分けてそれぞれの利用料をいただいていると思うのですが、ほぼ満員で、何かすごい盛況だそうですねけれども、これはもう少し開催をふやしたり場所を入れかえて、向こうの、今は更地でとてもきれいになっているので、あそこにだあつとテントなんかで出した上で、自動車ももっと置けるし、そうするとかかなり広くやれると思うので、もっと積極的にこういうものを、回数もふやす、場所もふやすということではないのか。競争率はどのぐらいなのか、だめになった人がいるのか、いないのかも、30年度の実績で教えてください。

それから、成果報告書の20ページですが、斎園の使用料については、設置条例の11条で減免制度が決められています。全部の使用料は500万円ぐらいなのですが、この中で減免された分というのは、碧南、高浜、それぞれあるのかなのか。それも実績があつたら教えていただきたいというふうに思います。とりあえず、歳入は以上です。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） まず、私からは、ごみの搬入量の件でご答弁申し上げます。

両市ともに一般廃棄物処理実施計画ということで定められ、その減量化に向けて取り組みをされていることと思いますが、これは両市のごみ行政における取り組みということで理解しております。私どもとしましては、両市から搬入されますごみを適正に処理するというのでこの衣浦衛生組合が運営しているものだというふうに解しておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（鈴木勝彦君） 施設課長。

○庶務課長（村田実千男君） それでは、まずはサン・ビレッジの無料券についてお答えさせていただきます。サン・ビレッジの無料券、いわゆるシルバー券ということで、カウントさせていただきます。金額としましては、3,823万6,000円となっております。

次に、赤ちゃんの件でございますが、現在、必要になる道具ですか、ベビーベッド等をそろえ

ておりまして、それで、委託の人、乳幼児が入られるとリスクもありますので、安全第一ということで委託業者と調整をしている最中でございます。

それから、リサイクルの自転車及び乳母車の不具合の件であります。現在では、保険等は加入しておりません。今後、保険の種類等を調査研究してまいりたいと思っております。

あと、フリーマーケットの件でございますが、場所を移したらどうかというご意見でございますが、現在のフリーマーケットの駐車場で約50店強出店されている中で、臨時駐車場ということで衛生センターのほうで駐車をしていただきまして、リサイクルプラザのほうのフリーマーケットを見ていただいております。3時間の開催時間に対して約1,000の方がお見えになってございます。ですので、衛生センターのほうに開催場所を移しますと、逆に一般の方が来られる駐車場というのがなくなってしまいますので、現状ではリサイクルプラザのほうの駐車場を利用して行っております。

それと、フリーマーケットの出店者につきましては、53店舗募集をしますが、キャンセル等は発生しておりません。キャンセル待ちという状況ではありません。

あと、斎園使用料の減免につきましてですが、30年度は1件であります。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） そうすると、ここに書いてある8ページのやつは、1人当たりのごみ量の343キログラムを365日で割るということ。そうすると125なので、市の実施計画の1人当たり432からすると、全然違う数字になってきます。

さらに、31年度の一般廃棄物実施計画については、2万6,000ということで、これもえらく膨らませて、今度は1人当たりのごみ量などは出していないのですけれども、大体減量する気があるのかなのかというふうに思うんですが、きちんと検証する数字を示していただきたいのと、やはり、高浜市さんにも実施計画をつくって減量に向けていくということにしていきたいというふうに思います。

基本的には、このごみが来れば使用料金が上がる、それから分別して売れば売却料金が上がるということで、この産めよふやせよで増加の方向に、気持ちとしては行っていないというふうに思います。この21ページのところのごみの処理費の雑入のところでも、それぞれ2,500万円ぐらい稼いでいるのですが、これも究極的にはなるべくこういうものが発生しないようにしていくことが必要だというふうに思いますので、資源ごみのごみ売却代ということで570万円書いてありますが、この中にはペットボトル等はどうなっているのか。

先ほどの内藤さんの質問で、12ページのところでもとめてある数字で言うと、プラスチックは全部まとめて31.6トンということになっていましたので、ペットボトルやどういうものが売却の対象になっているのかというのも、ほとんどないんですかね、ペットとプラの部分のお金に

なる部分は。私は、基本的には買ったところにお返しするというをどんどん進めていけば、ペットボトルも全然少なくなっていくし、買ったところに販売責任でお返しするという、どこも大手のスーパーなんかはやっているの、基本的に返すと、地元の資源ごみを出すときも本当に楽に、少なく、瓶だけ持っていけばいい状況になっているので、そんなに一生懸命ペットボトルを集めて売ってお金にするなどということになってはいけないと思うのですが、この分別ごみの具体的な売却代の中身、ペットボトルとプラについては、一体、ゼロなのか、出すほうなのか、もらうほうなのかもあわせて伺いたいと思います。

それから、赤ちゃんの入浴については、もうずいぶん長く検討してみえるので、ベッドなんかはさっさと買ってくればいいし、中に使ういすなんかもさっさと買ってくればいいし、何が邪魔しているの。そんな、委託の人たちが嫌だって言うの。こちらとしては、組合としては、赤ちゃんにもお母さんが気をつけてもらえば入ってもらっていいよという、あおいパークと同等の扱いをしていく、こういう気持ちと姿勢があるのね。あるならば早くやっていただきたいし、子供さんは2人しかだめよと、3人目は連れてこないでというふうに言われていることも、これもあおいパークなんかでは自由になっているので、もう3人子供さんがいれば、三つ子ならば知らないけれども、上の子は大きいのでとことこと自分で行くものだから、なにも2人しがみついていなくてもいいと思うので、これなんかもただしていく方向で、気持ちとしてはあるのですか。あるのなら早くやるべきだと思うし、そこはどうなっているんですかね。

それから、自動車保険も、私は前から言っているの、いつまでそんなぐずぐずと検討しているのかと。一体、調査した上で幾らの加入金がかかるかも含めて、早くやって、幸い過去には事故なんかはないですね。確認しておきますけれども、もしあった場合に大変なことになってしまうので、早くやっていただきたいと思います。

それから、フリーマーケットについても、きつきつで応募が多くて、当たらなかったという方はないにしてもぎりぎりのところでうまくやってみえるのですが、もっと広げればもっとふえるような気も、民間さんもやってみえるのでね、というふうに思うので、ぜひ拡充の方向を示していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木勝彦君） 答弁を求めます。

○事務局長（岡崎康浩君） 議長、事務局長。

○議長（鈴木勝彦君） 事務局長。

○事務局長（岡崎康浩君） ごみの減量化につきまして再度ご答弁申し上げますが、両市におけるごみの減量化の施策であるというふうに考えておりますので、組合としましては搬入されたごみを安全に適正に処理することが我々の役割というふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） ペットボトルについての再利用のについてでございますけれども、これにつきましては、歳入歳出ともに、運んでいただいて服等の原料化するという事で、ゼロ円ということになります。

それから、発泡スチロール、トレイ関係ですね、これにつきましては、キログラム当たり8円ということで歳入のほうがありまして、約4万9,035円、30年度は収入があったということでございます。

それから、破碎鉄くず等の鉄等の費用の中に、バッテリーとかアルミとかいろいろあるんですけども、代表的な鉄を申しますと、キログラム当たり、昨年で言いますと変動しますので、18.5円から27.5円ぐらいの変動で、1,300万円ほどの歳入があったということでございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。3回目ですので、簡略にお願いいたします。

○2番（山口春美君） ごみの組合施設はごみの減量化を図っていくということが至上命令だというふうに思います。なので、高浜市さんが処理計画を持っていないということについても、やはり高浜市の担当者の方も組合の中に見えるわけですから、ぜひ市長に打診していただいて、ぜひつくっていただきたい、減量化の方向に向けて、碧南市は拡大の方向でこの処理計画をつくっているの、課長も見えるので大反省で減量化の計画を出して、早く、この衣浦衛生組合は仲間だから、示してもらわないと、あなたたちも一緒に頑張ろうねということで報告の義務がありますので、ぜひお願いします。

それから、お風呂の利用料3,800万円ということで、6対4で割り出しますと高浜市は2,000万円ということに、数字上ではなります。これが入れば負担金の率が減るわけで、双方にとってもいいわけなので、ぜひ、管理者もやっていない、高浜市長及び高浜市の皆さんは、ぜひ2,000万円の碧南市と同様のお風呂の券を発行していただいて、そうしたら負担金全体の金額がその分減るわけですから、市民の皆さんに喜んでいただいて負担金も減るということでは、もうこんないいことはないというふうに思いますので、ぜひ、もう何回も何回も言わせないで、ぜひ次回は高浜市長が管理者になっていただけるものと思いますので、PRの先頭に立っていただきたいというふうに思います。

それから、子供さんのことについては、今年度中には解決して、来年度からはあおいパークと同等の扱いにさせていただけるかどうか、確認をします。

○議長（鈴木勝彦君） 答弁を求めます。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（鈴木勝彦君） 施設課長。

○庶務課長（村田実千男君） 乳幼児の件でございますが、現在、先ほど言いました様に、設置器具等はほぼそろっている状態になります。先ほど言いましたように、安心・安全なということ

で、安全対策として事故の対応として責任者、副責任者は心肺蘇生の資格はありますけれども、そのほかの職員がまだ取得しておりませんので、目標としては来年度から、浴場につきましての乳幼児の入浴規制をなくす方向で検討しております。

○2番（山口春美君） 2人目。2人目以上。2人目。

○庶務課長（村田実千男君） 親御さん1人につきまして2人というのは、他の施設もありまして、公共施設等、その理由は、私どももそうなのですけれども、1人で、腕が2つありますので1人で2人まで安心・安全で守れるという考えのもとで、2人までと。

○2番（山口春美君） 変わらないの、それは。はあ。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） ちょっと教えてください、成果報告書の10ページの表なんですけど、昨年と比べてごみの、可燃物については若干ふえているということで、この不燃物、粗大ごみ、この一番最後のところに直接搬入ということで、家庭用が約300トンぐらいふえて、事業系が200トンぐらいですか、減っているんですけども、これって、特に何か要因みたいなものは、はっきりわかるんでしょうか。家庭用がふえて事業用が減っているみたいな感じで。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） はっきりとした要因ということは調べておりませんが、一般の方がこちらのほうに捨てるのが便利だというお話もしていますので、そういったものがこちらのほうに、クリーンセンターのほうに入ってきているのかなということは感じております。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） 今、こちらのほうに直接搬入というのが、かなり車もふえてきています、何と言いますか、切った木の枝とかいろいろな持ち込みの方は多いと思うんですけども、これはどんどんふえていくというような状況みたいに思えるのですけれども、これは、その辺は何か対応というのか、しょうがないということなんじゃないかな。ちょっと、質問といいますか何というか。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 今、おっしゃられるとおりで、一般の方の搬入件数というのは増加傾向でございます。平成17年ぐらいからいろいろな対策はしているところでございますけれども、最新といいますと、やはり道路に待機する車なんかと並んでしまうと、なかなか、安全上問題がございますので、待機する場所を今年増やすような計画をしております。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 主要成果の9ページですが、紙・布類が若干減って、木・竹・ワラ類、可燃ごみの6の配分というんですか、出ているんですが、この紙・布類というのは、新聞紙なんかは今、新聞社も収集をやっていますし、いろいろな民間の業者が自分のところでもやっている。そういう点では、まだこれから紙・布類についてはふえるかと思うんですが、どういうふうを考えているのか、それから、木・竹・ワラ類というのは、これは剪定なんかの関係かと思うんですが、こういうのをそのまま放っておくのか、ほかの自治体のように別に解決する方策を撮っていく考えがあるのかということと、それから、15ページですが、衣浦斎園のところで29年度と30年度の火葬関係の利用状況を見ますと、碧南市はふえているんですが、高浜市は減っているんですね、火葬の関係が。管外はちょっとふえているんですが、この減っているというのはどういうふうに、来るわけですからあれですけども、今、家族葬なんかもふえて、そういう葬祭センターも若干ふえているんですが、そういう面では大変安くというか、利用しやすいと思うんですが、そういう点では宣伝がまだ足りないということなのか、どういうふうに考えてみえるのかお示してください。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 主要成果の9ページの紙・布類につきましては、議員おっしゃられるとおり、29年から30年は集めるところが、やはり出せるところがふえたというところで減少傾向に少しあるのかなというふうには思っております。

それから、木・竹・ワラ類がふえているということは、やはり持ち込み件数がふえているところと比例しているのではないかと、見ていただいた感じなんですけれども、野焼き等がやはり今はもう絶対にできないような状況ですので、どうしても処分となるところのクリーンセンターのほうに持ち込まれるということがふえてきたのではないかなというふうに考えております。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（鈴木勝彦君） 施設課長。

○施設課長（村田実千男君） 先ほどの衣浦斎園の件でございますが、衣浦斎園を利用させていただきますよう、年2回のセミナーを開催しております、インターネットによる衣浦斎園の動画を入れて周知をしております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） ほかに質疑もないようですので、歳入の質疑を終結し、続いて歳出について質疑に入ります。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 成果報告書の29ページには、石炭、灰のことが出ています。焼却灰の処分関係で1億5,000万円出しているのですが、ごみを減量するのとあわせて、それから分別して再利用するのとあわせてやって、この灰の処分費の1億5,000万円も削減するのが私たちの使命だというふうに思います。

それで、先ほどお2人からも言われたんですけども、この剪定枝なんかは、26年度でホームページで出していただいたやつだと、20%で1割強ぐらいふえているので、やはり、先ほど言ったごみは究極的にはゼロにしていくということで、ごみの紙類や布類もきちんと可燃でない資源ごみのほうに回していただいたりしていくことと、やはりこの剪定枝の処分を、燃やせば燃やただけこの灰の量がふえるわけですから、これを削減する意思と計画を持たなければいけないというふうに思いますので、やはり、向こうはすごい更地で空いているので、ああいうところにきちんと、これからここに働いている人たちも定年を迎えたら全部ゼロにしてしまうのか、そんな時代も来るのかもしれないですけども、やはり少しは、九州の志布志市なんかはもう全部ごみは燃やさないということで、燃やさないごみの集め方をやっていたけれども、そこまではいかないにしても、あそこの土地も利用したりしてやっていけるのではないかなというふうに思うので、本格的にやはり今後この人たちが働く先が、このごみを燃やすだけのことでなくてリサイクルにもかかわっていくように検討するべき時期に来ているのではないかというふうに思いますので、ぜひ、きれいになったあの向こう側の利用も含めて、どんな計画なのか教えてください。

それから、成果報告書の34ページですが、余熱利用施設用地借地料ということで338万円が来ていますが、これは面積と、あとは全部自前で土地を持っていて、資産のところに書いてあったので、ここだけが借地ということなんですか。結構、年間300万円となるとなかなかで、購入ということは実際には何億円単位になってしまうのかしら。こういう、ずっと借りていけばなかなか結構なお金になるので、購入の計画についてはどうされたのかということと、この渋滞の問題で、駐車場をもう少し確保しないと大変だよと言ったんだけど、鉄塔の下が少し延伸しているということで聞いたんですが、それもぜひ、具体的な中身の進捗状況も含めて教えてください。

私は、個別的な分別は向こうに持って行って、常駐というか、常設の瓶や缶や何かを入れるように、車がとめてある、あれは衣浦衛生組合の組合ですかね、中に。あそこの中に瓶や缶を一応置いておいて、人がついていなくてもよほどいいと思うので、持っていく人は持っていってもらえばいいので、資源にしたい人は、常駐で置けるようにして、基本的には向こうにそういうものは、今のシルバーさんが分別をやっている者は向こうに置くということは私がいつも言っていることなんですけど、そうすればあそこが随分と楽になるのでいかがかなという対案を持っているん

ですけれども、それも含めてお答えください。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 剪定枝の問題のご質問でございますけれども、衣浦衛生組合の、今、駐車場を利用したらどうかというご質問ですけれども、剪定枝自体をあそこに置くだけというわけにはいきませんので、そうすると、処理する、再利用するようなプラントですとか焼却施設、あと計量施設等、かなり大規模な問題ですとか、やはり都市計画法のごみ処理の規模が大きくなりますので、そういった法的なこともクリアしていかなければならないのかなと思います。

それともう1点、やはり剪定枝の処理については、やはり両市さんが今やっている処理の仕方、施策にならって我々のほうは進めてまいりたいと考えておりますので、今現在の可燃粗大として碎いて燃やすということ以外の処理の仕方は今のところは考えてはおりません。

それからもう1点、ことしの待機路工事につきましては、本来でしたら10月から1月にかけて施工のほうを予定していたところでございますけれども、人件費ですとか材料費等が上昇してまいりまして、当初予算内での設計が困難となってきたことから、現在、設計を見直している状況でございます。12月補正での増額計上をすることも含めてたぐいま検討中でございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（鈴木勝彦君） 施設課長。

○庶務課長（村田実千男君） 余熱利用施設の土地の件でございますが、全体的には面積で言いますと6,055平方メートルのうち借地の部分が4,055平方メートルであります。

毎年、借地料として、地主さんにお話するときに、購入する意向はないかという確認はさせていただいてはおりますが、現状では借地という事でございます。

あと金額ですが、評価額として出ておりますけれども、実勢価格と異なりますので、実際は把握しておりません。

以上でございます。

○2番（山口春美君） 議長、2番。

○議長（鈴木勝彦君） 2番 山口春美議員。

○2番（山口春美君） 漫然と私たちも議員をさせてもらっているんだけど、安城で規模的に言えば半分で済むわけだから、各地に視察に行ったり、どういったものが今は最新で堆肥化にしたりリサイクルになるのかを研究したり、そういうところに足を踏み込んでいかないと。だから、そういうのは三者一体で実施計画もつくり、高浜市と碧南市とこの組合とがみんな、三者で減量の方向に検討していかないと、いつか仕事がなくなりますよ、本当に。みんながごみを減量して、本格的にリサイクルに回るようになれば。

それをともに喜び、地球の資源を活用するという壮大な温暖化防止の役割も背負っているわけ

だから、研究をしていただいて前へ進まない。だから、碧南市と高浜市とこの衣浦衛生組合と三者で、私たちは言われるだけだよとこうべを垂れておらずに、積極的に前に向けて提案をしていただきたい。こういう簡単な方法でやれるところもありますよと、事実、安城なんかは、そんなに、プラントと言ったってあの半分でやればそんなところではないというふうに思いますので、ぜひ、全体的に、可燃ごみも資源ごみも減らす方向、灰も減らす方向で私たちは知恵を合わせていきたいというふうに思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） ちょっと、私の表の見方が悪いのかよくわかりませんが、この成果報告書の5ページに、決算額が一番右端の、30年度の書いてあるすぐ下、人件費が1億9,457万8,000円と載っていますよね。

それで、一番後ろ、38ページに人件費というのが、30年4月1日現在ということで、この決算時より1年前の日になっていると思うんですけども、これは何か関係があるのかわかりませんが、この金額が1億9,500万円ということで、100万円ほどなんですけれども金額が違っているんですけども、これは一緒にはならないということではよろしいんですか。締めている日にちが何か違うということですか。

○議長（鈴木勝彦君） 答弁できますか。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 5ページと38ページの人件費の額が合わないというところですが、38ページの児童手当の額が5ページのほうでは抜いてございますので、その分で合っておりません。

○4番（新美交陽君） 議長、4番。

○議長（鈴木勝彦君） 4番 新美交陽議員。

○4番（新美交陽君） これは、なぜ抜いてわざわざ表示するんですか、普通、常識的には一緒になるというふうに思うんですけども、これは何か理由があるんですか。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 児童手当につきましては、5ページのほうの扶助費で載せてございますので、扶助費と人件費と足していただくと合うということになります。

○議長（鈴木勝彦君） 12時を過ぎていますが、このまま議会を進めていってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 異議なしと認め、このまま続けます。

ほかに。

○10番（内藤とし子君） 議長、10番。

○議長（鈴木勝彦君） 10番 内藤とし子議員。

○10番（内藤とし子君） 成果の28ページですが、（4）の修繕料のところ、ごみ焼却施設総合整備のその1、その2というのがあるんですが、このその1、その2というのはどのようなになっているのか、お示してください。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 議長、業務課長。

○議長（鈴木勝彦君） 業務課長。

○業務課長（杉浦嘉彦君） 修繕料の総合整備のその1とその2でございますけれども、その1につきましては、定期的な整備ですとか緊急度の高い整備、早々に発注をするというものを総合整備その1としております。

その2というのは、整備項目などを精査いたしまして、やはりちょっと設計には至らなくなるというものもございますので、そういったことで区分けをしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 質疑もないようですので、歳出の質疑を終結いたします。

ここで、歳入、歳出の討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦君） これより、認定第1号の採決をいたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木勝彦君） 挙手多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長（鈴木勝彦君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（榎垣田政信君） 議長、管理者。

○議長（鈴木勝彦君） 管理者。

○管理者（榎垣田政信君） 大変お疲れ様でございました。本日、私どもからご提案させていただきました案件につきまして、慎重にご審議を賜り、原案どおりご決定を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

今後とも、安全第一として、また各業務、各設備の改善を積み重ねながら、碧南市、高浜市、

両市民の期待に応えられるように取り組んでまいりますので、皆様の御指導、ご支援をよろしく
お願い申しまして、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和元年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重にご審議、まことにありがとうございました。

（午後0時04分閉会）

以上は、令和元年10月4日に行われた令和元年第4回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和元年10月4日

議 長 鈴木勝彦

議 員 神谷悟

議 員 今原ゆかり